

第 4986 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 5月21日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 純資産価額方式が改正に

Q：平成26年4月1日から自社株の評価方法が変わったとか。どのようになったのですか？

A：純資産価額方式の法人税額等相当額控除の割合が42%から40%に引き下げられました。

【解説】

非上場株式を評価する方法の一つに、純資産価額方式というものがあり、1株当たりの評価額は次の算式で算定されています。

$$\frac{\text{総資産価額} - \text{負債の合計額} - \text{評価差額}}{\text{に対する法人税額等に相当する金額}} \div \text{発行済株数}$$

そして、この場合の評価差額に対する法人税額等に相当する金額とは、相続税評価額による純資産価額から帳簿価額による純資産価額を控除した金額に法人税率等を乗じた金額とされています。

この法人税率等には、法人税の他に復興特別法人税や法人住民税や法人事業税などが含まれていて、これまでの税率は42%だったのですが、復興特別法人税の1年前倒しの廃止が決まったことから、平成26年4月1日以後の相続又は贈与において評価する場合には、40%の税率で計算することとなりました。

なお、平成26年10月1日以後開始事業年度からは、法人住民税を一部国有化した地方法人税が導入されますが、これによって率が変わることはありません。

